ると認める者。）と認められた者に対し、書面により通知[7]するとともに（申請書の写し（公開版）を添付。）、官報で告示[8]した（平成26年財務省告示第53号）。なお、当該告示において証拠の提出[9]及び証言についての期限を平成26年6月13日、証拠等の閲覧[10]についての期限を調査終了の日、対質の申出[11]についての期限を同年7月14日、意見の表明[12]についての期限を同年8月13日、情報の提供[13]についての期限を同年7月14日とした。

(11)　平成26年2月14日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を通知[14]した（申請書の写し（公開版）を添付。）。また、同日、財務大臣は関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、同年2月21日、調査開始について関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に説明[15]した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年2月12日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知[16]した。

1－5－2　質問状の送付等

(12)　質問状の送付等については、**「表2　質問状への回答状況（その1）」**及び**「表3　質問状への回答状況（その2）」**のとおりであった。具体的には、**「1－5－2－1　供給者」**、**「1－5－2－2　輸入者」**、**「1－5－2－3　本邦生産者」**及び**「1－5－2－4　産業上の使用者」**において述べるとおりである。

表2　質問状への回答状況（その1）

区分	調査当局からの質問状				
	送付数	回答数		うち実績あり	
	(A) (件)	(B) (件)	(B／A) (%)	(C) (件)	(C／B) (%)
供給者	8	0	0	不明	－
輸入者	2	0	0	不明	－
本邦生産者	2	2	100	2	100
産業上の使用者	10	4	40	4	100

（注）「実績」とは、供給者については調査対象貨物の生産又は輸出、輸入者については調査対象貨物の輸入、本邦生産者については同種の貨物の生産、産業上の使用者については調査対象貨物又は同種の貨物の使用に係る実績があった場合をいう。

表3　質問状への回答状況（その2）
（中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状）

区分	調査当局からの質問状						
	送付数	回答数		調査対象貨物 生産あり		調査対象貨物 生産なし	
	(A) (件)	(B) (件)	(B／A) (%)	(C) (件)	(C／B) (%)	(D) (件)	(D／B) (%)
中国の生産者	8	0	0	不明	－	不明	－

1－5－2－1　供給者

1－5－2－1－1　質問状の送付[17]

(13)　平成26年2月14日、中国における調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た7者[18]に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を本邦に供給したか否か及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、すべての者から供給者質問状の回答がなかった。なお、香港地域及びマカオ地域については、供給者について知り得る情報が全くなかったことから、供給者質問状を送付することができなかった。

(14)　平成26年2月14日、中国における調査対象貨物の生産者として調査当局が知り得た上記の7者に対し、本邦向け調査対象貨物の生産をしたか否か及び市場経済条件の浸透の事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票」及び「中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに市場経済質問状に回答しない場合、日本国政府は政令第2条第3項の規定に基づき、当該生産者が行う調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の調査対象貨物の正常価格は、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格又は代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格が使用されることがある旨明示した。これに対し、すべての者から市場経済質問状の回答がなかった。

7　政令第8条第1項
8　政令第8条第1項
9　政令第10条第1項及び第10条の2第1項
10　政令第11条
11　政令第12条第1項
12　政令第12条の2第1項
13　政令第13条第1項
14　協定12.1
15　ガイドライン6.(3)
16　政令第18条
17　政令第10条第2項及び政令第10条の2第2項
18　申請書（8-1.及び図表17）